

【10月15日】

・ P 151 3章 労働者災害補償保険法 24課 5問目

誤：後順位

正：後順位

誤：×

正：○

【2月18日】

・ P 49 1章 労働基準法 24課 **+a**

誤：映画制作・興行業、

正：商業、映画・演劇業（映画の制作の事業を除く）、保健衛生業、

【法改正】（[資金移動業者の口座への賃金支払の概要とこれまでの経緯](#)）

・ P 32 1章 労働基準法 16課 (3)④の下に追加

→振込先は、①銀行その他金融機関、②金融商品取引業者の預かり金、
③資金移動業者（電子マネー）の口座等である。

【法改正】（[参照：令和5年度雇用保険料率のご案内](#)）

・ P278 5章 労働保険徴収法 10課 (5)

前：2 雇用保険率（令和4年10月～）

後：2 雇用保険率（令和5年4月～）

前：①一般の事業：1000分の13.5

後：①一般の事業：1000分の15.5

前：②農林水産業・清酒の製造の事業等：1000分の15.5

後：②農林水産業・清酒の製造の事業等：1000分の17.5

前：③建設の事業等：1000分の16.5

後：③建設の事業等：1000分の18.5

【3月26日】

・ P 38 1章 労働基準法 19課 下から②行目

誤：通期定期券

正：通勤定期券

【法改正】（[参照：厚生労働省関係の主な制度変更（令和5年4月）について](#)）

・ P142 3章 労働者災害補償保険法 20課 (3)

前：常時介護は 17 万 1,650 円、随時介護は 8 万 5,780 円。

後：常時介護は 17 万 2,550 円、随時介護は 8 万 6,280 円。

・ P142 3 章 労働者災害補償保険法 20 課 (4)

前：常時介護は 7 万 5,290 円、随時介護は 3 万 7,600 円。

後：常時介護は 7 万 7,890 円、随時介護は 3 万 8,900 円。

【法改正】（参照：[精神障害者の算定特例の延長について](#)）

・ P326 6 章 労働に関する一般常識 9 課 (5)差替

(5) 当分の間、精神障害者である短時間労働者については、一人とカウントする。

※ (5)①②の要件も廃止。